「一時支援金等受給者向け販路開拓サポート助成事業(令和3年度第2回募集)」

中小企業の販路開拓を支援します!

東京都は、コロナ禍における緊急事態宣言や外出自粛等の影響により、売上の減少等の課題に直面し、一時支援金(国)、月次支援金(国)又は月次支援給付金(都)のいずれかを受給した都内中小企業者を対象として、展示会出展費用等の一部を助成し、販路開拓を支援します。このたび、以下のとおり申請の事前エントリーを予定しておりますのでお知らせいたします。

募集概要

(1)助成対象:一時支援金(国)、月次支援金(国)又は月次支援給付金(都)のいずれかを 受給した中小企業者の方

(2)助成内容

・助成対象経費:①展示会参加費 ②EC サイト出店初期登録料 ③自社 web サイト制作費

④販売促進費*(チラシ・カタログ制作費、PR 動画制作費、PR 広告掲載費)

※④を申請するためには①~③のいずれかの経費の申請が必須

・助成限度額:150万円・助成率:助成対象経費の5分の4以内

・助成対象期間:令和4年4月1日から1年1か月

(3)申請 方法:本助成金は、以下の事前エントリー期間中にエントリーされた方で申請可能 な方(予算の範囲内で先着順)のみ申請を受け付けます。



(事前エントリーされた全ての方が申請できるわけではありません)

- ①令和3年12月16日10時掲載予定の以下URLより事前エントリー https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/hanro-support.html 事前エントリー期間:令和3年12月16日10時~令和4年1月7日17時 (※ただし、令和3年12月28日17時~令和4年1月4日10時を除く)
- ②事前エントリー者の中から申請可能な方に対し、公社から順次ご連絡
- ③東京都中小企業振興公社 HPから募集要項、申請書をダウンロード
- ④募集要項を熟読の上、申請書を作成
- ⑤以下の申請受付期間中に、申請書および添付書類を記録が残る簡易書留等の 方法により公社宛に送付

申請受付期間:令和3年12月17日~令和4年1月19日

<お問合せ先・書類送付先>

〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町 1 - 9 2階 公益財団法人東京都中小企業振興公社 助成課 販路開拓サポート助成事業担当 電話 03-3251-7921

(4) その他:詳細は公社 HP「一時支援金等受給者向け販路開拓サポート助成事業」の 募集要項をご覧ください。

※申請状況等に応じて、追加募集をする場合があります。

問い合わせ先

(事業全般に関すること)

産業労働局商工部経営支援課

電話 03-5320-4726

(助成金に関すること)

公益財団法人東京都中小企業振興公社 助成課

電話 03-3251-7921